

2022年度
(2021年度統計)

傷害保険の概況

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、傷害保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2021年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2023年4月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。

参考純率および
基準料率の
算出・提供



損保料率機構

General Insurance Rating Organization of Japan

自賠責保険の
損害調査



データバンク

会員保険会社等から収集した大量のデータをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員保険会社等に提供するほか、消費者向けの刊行物の作成・提供を行っています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は36社（2023年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目 次

はしがき	1
損害保険料率算出機構（損害保険料率機構）とは	2
はじめに 損害保険とは	4

第Ⅰ部 傷害保険の制度概要

1 傷害保険の仕組み	6
2 傷害保険の概要	
1 主な傷害保険の種類	8

第Ⅱ部 傷害保険

1 傷害保険とは	
1 傷害保険の保険約款	10
2 傷害保険の補償内容	11
3 傷害保険標準約款	17
2 傷害保険の保険料率	
1 傷害保険の保険料率の概要	18
2 傷害保険の参考純率の算出	23
3 傷害保険の参考純率の算出後の流れ	25
4 傷害保険の参考純率の検証と改定	26
3 傷害保険の現況	
1 保険料（収入）の状況	27
2 保険金（支払い）の状況	28
トピックス	
1 新型コロナウイルスによる影響	31
2 高齢化の進展	32

第Ⅲ部 からだに関する保険関連の統計

1 傷害保険統計	34
2 関連情報	54

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

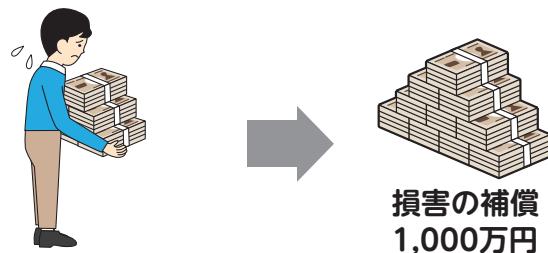
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

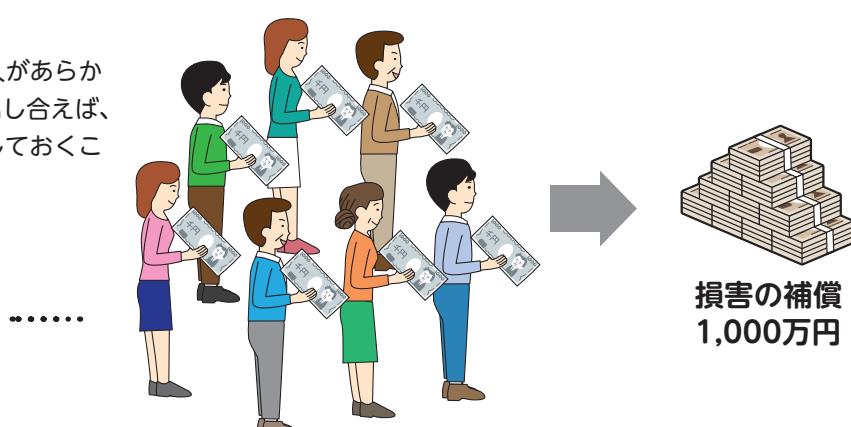
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2

保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です^{*}。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。

損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3

損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

■損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災・ひょう災、水濡れ、水災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます（事務所や工場なども含みます）。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活中の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活中の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2021年度の元受正味収入保険料は約9兆7,373億円です。

その内訳は右のとおりです。

すまいに関する保険 18.5%

からだに関する保険 8.2%

くるまに関する保険

52.5%

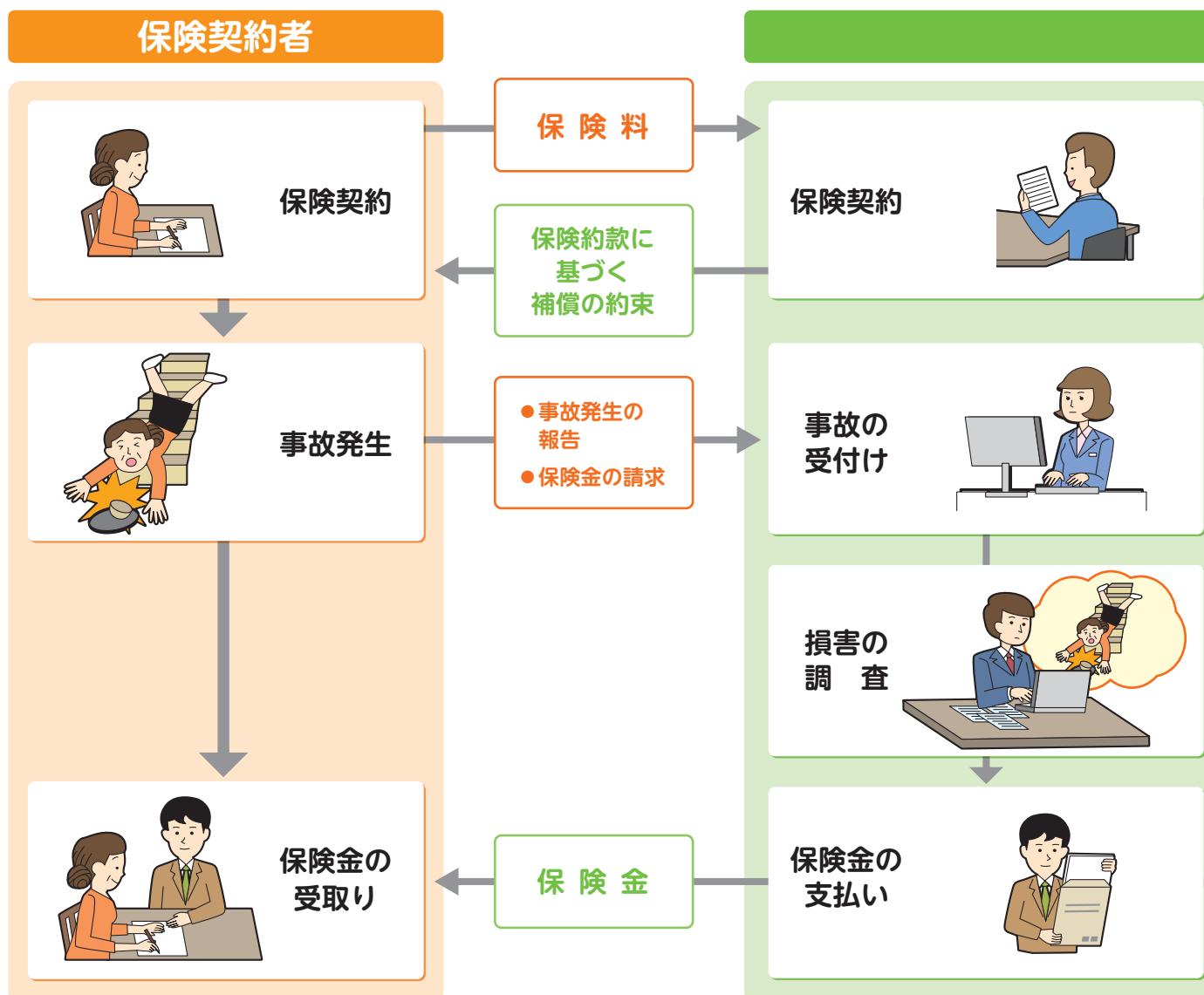
その他の保険 20.8%

*「令和4年版 インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所) から作成。

1 傷害保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

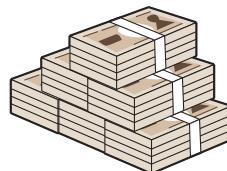
「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。



保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



保険会社の役割

契約に関するデータ

損害の調査

- 以下のような調査を行います。
- 保険金の支払対象かどうか
 - 損害の額がいくらになるのか

支払いに関するデータ

保険料の算出

- 保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金、人件費、その他諸経費などにより算出しています。
- 保険料を算出する要素のうち、保険金は将来に発生する事故に対して支払われるため、契約時には確定していません。
- したがって、保険料の算出にあたっては、将来の事故の発生率や支払額を予測する必要があります。
- そこで、過去の契約・支払いに関する大量のデータを基に算出を行います。
- また、保険金の支払いに影響を与える要素として、事故件数の増加などの社会環境の変化についても考慮しています。

保険約款の作成

- 保険約款では、保険商品の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。
- また、保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」の内容に沿って、保険会社や保険契約者が守らなければならない事項なども定めています。
- 保険約款は、補償内容に関する保険契約者のニーズ、利便性の向上、その他社会環境の変化などに対応するため、適宜見直しています。

社会環境の変化

- 日常生活中の不慮の事故や交通事故の傾向
- 少子高齢化
- 法令の改正など

memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 傷害保険の概要

傷害保険は、日常生活中の事故や交通事故などによって起こるケガ（傷害といいます）を補償する保険です。傷害ならば何でも保険金が支払われるというわけではなく、以下の要件を満たす事故による傷害に対して保険金が支払われます。

急 激

事故から傷害までの過程が直接的で、時間的な間隔がないこと。

例：長時間のハイキングによる靴擦れは含みません。

偶 然

事故の原因や結果を予知できない状態であること。

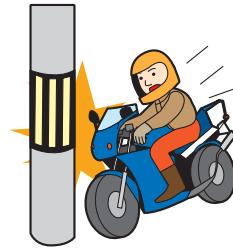
例：故意に被った傷害は含みません。

傷害保険の 保険事故の三要件

外 来

傷害の原因が補償の対象者の身体の外部にあること。

例：病気（疾病）は含みません。



1 主な傷害保険の種類

傷害保険には、補償内容ごとに主に以下の種類があります。

(1) 普通傷害保険

国内・国外を問わず、家庭内、職場内、学校内、通勤通学途上および旅行中など、日常生活のなかで起こるさまざまな傷害を補償します。



(2) 家族傷害保険

普通傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は普通傷害保険と同様です。

※家族傷害保険の補償の対象者は以下のとおりです。

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
(例：仕送りを貰って一人暮らしをしている学生など)



(3) 交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、主として交通事故による傷害を補償する保険です。
また、乗り物の火災による傷害も対象としています。



(4) ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は交通事故傷害保険と同様です。
※ファミリー交通傷害保険の補償の対象者は、家族傷害保険と同様です。



(5) 国内旅行傷害保険

国内旅行中（旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間）の傷害を補償する保険です。



(6) 海外旅行傷害保険

海外旅行中（旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間）の傷害のほか、病気、賠償損害、携行品損害、救援者費用（例：補償の対象者が旅行先で死亡、入院または遭難により救助を要した場合に捜索救助、移送または現地に赴くために支出した費用）などについて補償する保険です。



傷害保険は上記の他にもさまざまな種類があります。なお、この資料では上記（1）～（6）の傷害保険について、
第二部 1 傷害保険とは（P10）で詳しく説明しています。

1 傷害保険とは

傷害保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な傷害保険契約に関する説明には [◀一般的な傷害保険契約](#) と記載し、傷害保険参考純率に関する説明には [◀傷害保険参考純率](#) と記載しています。

1 傷害保険の保険約款

傷害保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

[◀一般的な傷害保険契約](#)

■保険約款の構成

傷害保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。

保険約款

普通保険約款



特約

▶ 主な特約については、[1 2\(3\)主な特約の内容（P 16）](#)をご参照ください。

2 傷害保険の補償内容

以下では、傷害保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

◀一般的な傷害保険契約

傷害保険は、傷害などの内容に応じて、支払われる保険金の種類と支払われる保険金の額が異なります。

- ①普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・
国内旅行傷害保険

■死亡保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日
以内に死亡した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(保険金額)

■後遺障害保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日
以内に後遺障害が生じた場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(保険金額)

×

後遺障害の程度に応じた
所定の割合

■入院保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日
以内に入院した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(入院保険金日額)

×

入院日数 (180日を限度)

第Ⅱ部 | 傷害保険

■通院保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日
以内に通院した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(通院保険金日額)

×

通院日数 (90日を限度)

■手術保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日
以内に手術を受けた場合



●支払われる保険金の額

(1) 入院中に受けた手術の場合

契約時に設定した金額
(入院保険金日額)

× 10

(2) (1) 以外の手術の場合

契約時に設定した金額
(入院保険金日額)

× 5

■部位・症状別保険金※

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日
以内に治療を受けた場合



●支払われる保険金の額

(1) 治療日数が5日以上の場合

契約時に設定した金額
(部位・症状別保険金額)

×

傷害が生じた部位および
症状に応じた所定の倍率

(2) 治療日数が5日未満の場合

契約時に設定した金額
(部位・症状別保険金額)

※特約を付帯することによって支払われる保険金です。

なお、国内旅行傷害保険にはこの特約はありません。

②海外旅行傷害保険

海外旅行傷害保険は、支払われる保険金が特約で規定されており、これらの特約を組み合わせて補償内容を決定します。

■傷害死亡保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(傷害死亡保険金額)

■傷害後遺障害保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(傷害後遺障害保険金額)

×

後遺障害の程度に応じた
所定の割合

■傷害治療費用保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に治療を受けた場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(傷害治療費用保険金額)
を上限とする治療のために
実際に支出した金額

■疾病死亡保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中に疾病で死亡した場合、旅行中に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始し、帰国後30日以内に死亡した場合など



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(疾病死亡保険金額)

■疾病治療費用保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中または帰国後に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始した場合など



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(疾病治療費用保険金額)
を上限とする治療のために
実際に支出した金額

第Ⅱ部 | 傷害保険

■救援者費用等保険金

●保険金が支払われる場合

補償の対象者が旅行先で死亡、入院、遭難した場合など



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(救援者費用等保険金額)
を上限とする捜索救助、移送、
救援者の渡航・宿泊等のために
実際に支出した金額

※上記のほかに、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金および救援者費用等保険金をセットにした「治療・救援費用保険金」があります。

(2) 保険金が支払われない場合

◀一般的な傷害保険契約

①普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・ 国内旅行傷害保険（例）

<p>保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失</p>	<p>無資格運転、酒気帯び運転</p>	<p>疾 病</p>
<p>地震・噴火、またはこれらによる津波</p>	<p>山岳登はん、スカイダイビングなどの約款上で定められている危険な運動</p>	<p>戦 争</p>

※家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の場合、保険金が支払われるのは、その補償の対象者の被った傷害に限ります（例：本人が故意に事故を起こし、本人と配偶者がともに傷害を被った場合、配偶者の傷害については保険金が支払われます）。

② 海外旅行傷害保険（例）

海外旅行傷害保険は、保険金の種類によって保険金が支払われない場合が異なります。

■ 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金



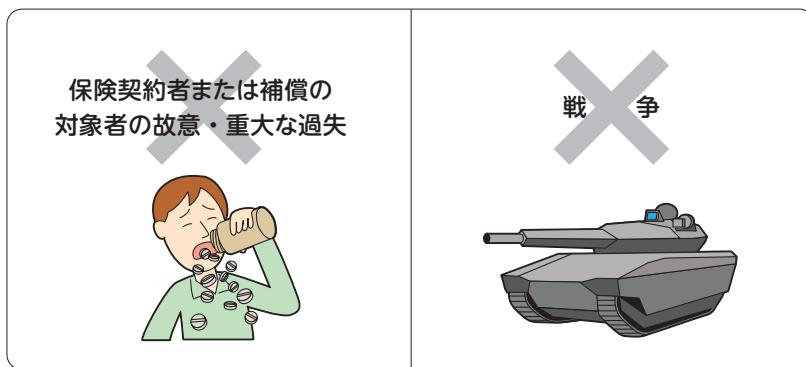
■ 救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金



※1 補償の対象者が自殺行為を行い、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。

※2 補償の対象者の無資格運転などにより被った傷害によって、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。

■ 疾病死亡保険金、疾病治療費用保険金



第Ⅱ部 | 傷害保険

(3) 主な特約の内容

◀一般的な傷害保険契約

※海外旅行傷害保険には以下の特約はありません。

①普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

<補償範囲を縮小する特約>

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金のみに限定します。
後遺障害等級限定（第〇級以上）補償特約	後遺障害保険金の支払われる後遺障害の範囲を限定します。
夫婦特約	補償の対象者を本人および配偶者のみに限定します。 (家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険のみ)
入院保険金支払限度日数変更特約	入院保険金の支払限度日数（180日）を短縮します。
通院保険金支払限度日数変更特約	通院保険金の支払限度日数（90日）を短縮します。

<補償を拡充する特約>

後遺障害保険金の追加支払に関する特約	既に支払われた後遺障害保険金と同じ額の後遺障害保険金を追加支払します。
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	入院または通院をした場合、その期間の最初の7日間の保険金を2倍にします。

②国内旅行傷害保険

<補償範囲を縮小する特約>

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金のみに限定します。
------------------------	--------------------------------------

3

傷害保険標準約款

当機構では、傷害保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを傷害保険標準約款といいます。

◀ 傷害保険参考純率

■ 傷害保険標準約款の種類

標準約款

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

国内旅行傷害保険

海外旅行傷害保険

2 傷害保険の保険料率

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1

傷害保険の保険料率の概要

(1) 傷害保険の保険料率

◀一般的な傷害保険契約

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します*。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円で契約すると、保険料は3万円 ($=1,000\text{万円} \times 0.003$)となり、保険金額を2,000万円で契約すると、保険料は6万円となります。

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、補償の対象者の職種など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。



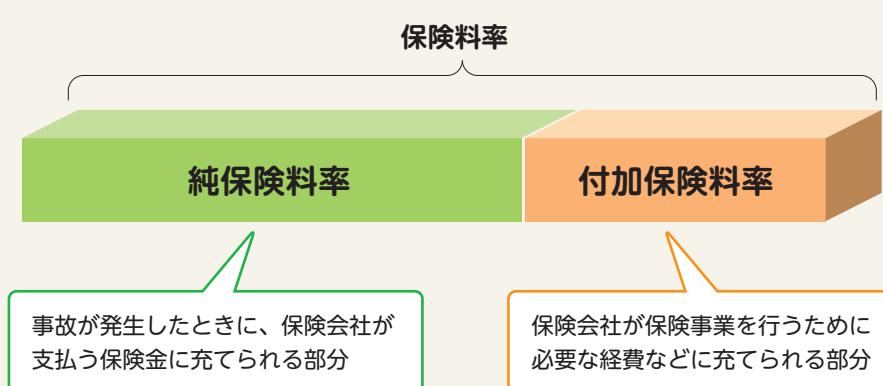
料率区分の詳細は、2 1 (4) 傷害保険の料率区分 (P20) をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。なお、入院および通院における保険金額は、「保険金日額」(1日の入院または通院に対して支払われる保険金の上限額)といいます。

*海外旅行傷害保険における傷害治療費用や疾病治療費用など、保険金額を上限として実際に支出した金額を支払う補償については、保険料は保険金額比例ではありません。

■保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- ・「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して傷害保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- ・保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。その場合の使用方法は保険会社ごとに判断します。
- ・「付加保険料率」については、保険会社が独自に算出します。

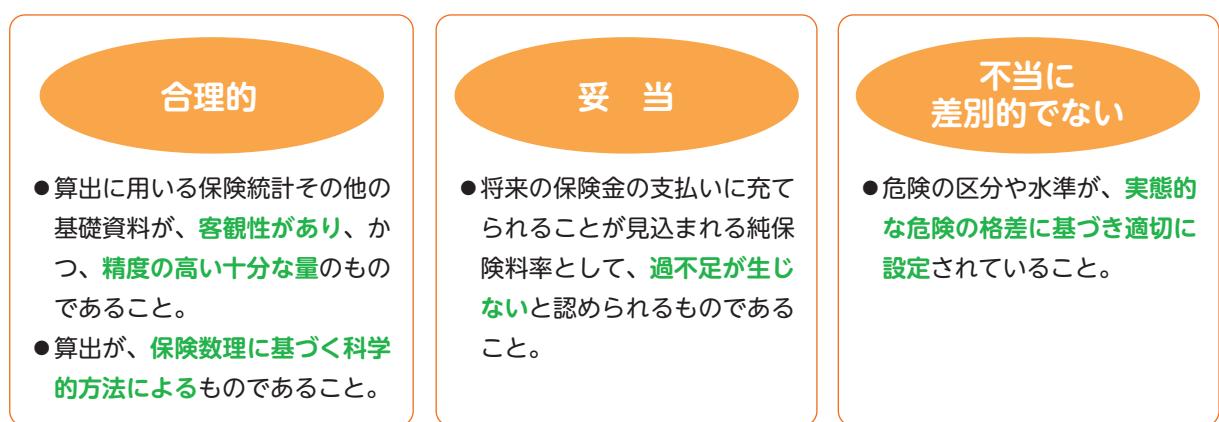
(2) 保険料率の3つの原則

◀一般的な傷害保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。



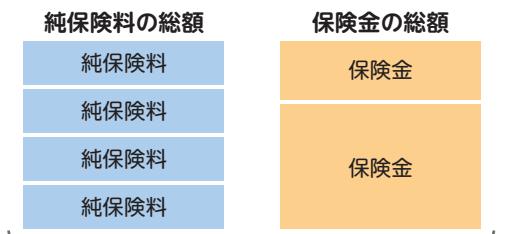
memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。

これを「収支相等の原則」といいます。



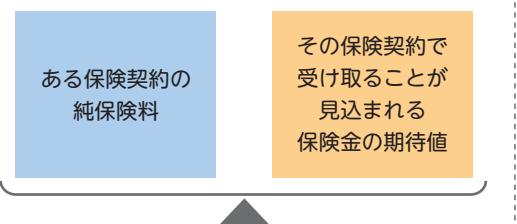
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



第Ⅱ部 | 傷害保険

(3) 参考純率を算出している傷害保険の種類

◀ 傷害保険参考純率

当機構では、以下の傷害保険の参考純率を算出しています。

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

国内旅行傷害保険

海外旅行傷害保険

(4) 傷害保険の料率区分

◀ 傷害保険参考純率

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、職種、補償の対象者、旅行期間など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における傷害保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社によって異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■ 傷害保険の種類ごとの料率区分の一覧

傷害保険の種類

料率区分

普通傷害保険

①職種別

家族傷害保険

①職種別（本人のみ）

②補償の対象者別

交通事故傷害保険

※

ファミリー交通傷害保険

②補償の対象者別

国内旅行傷害保険

③旅行期間別

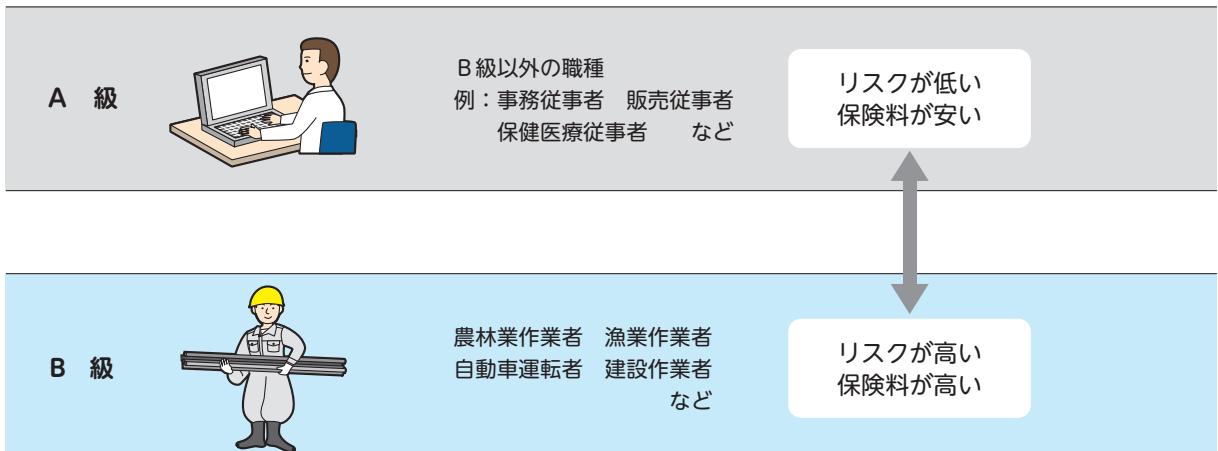
海外旅行傷害保険

※交通事故傷害保険は、職種や補償の対象者による区分はなく一律です。

①職種別

普通傷害保険および家族傷害保険は、日常生活全般において被った傷害を補償する保険ですが、補償の対象者がどのような職種についているかによって、傷害を被るリスクが異なるため、保険料率を職種により区分しています。

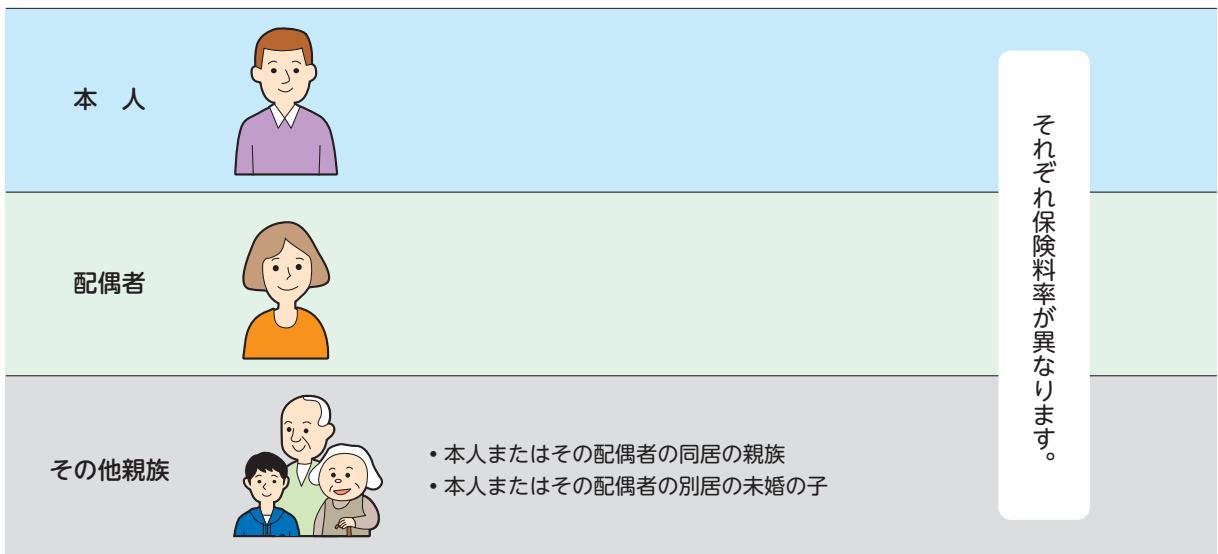
■傷害保険参考純率における職種別区分



②補償の対象者別

家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の料率区分は、補償の対象者の区分（本人・配偶者・その他親族）ごとに設けられています。これら補償の対象者の組み合わせによって最終的な保険料が異なります。

■傷害保険参考純率における補償の対象者別区分



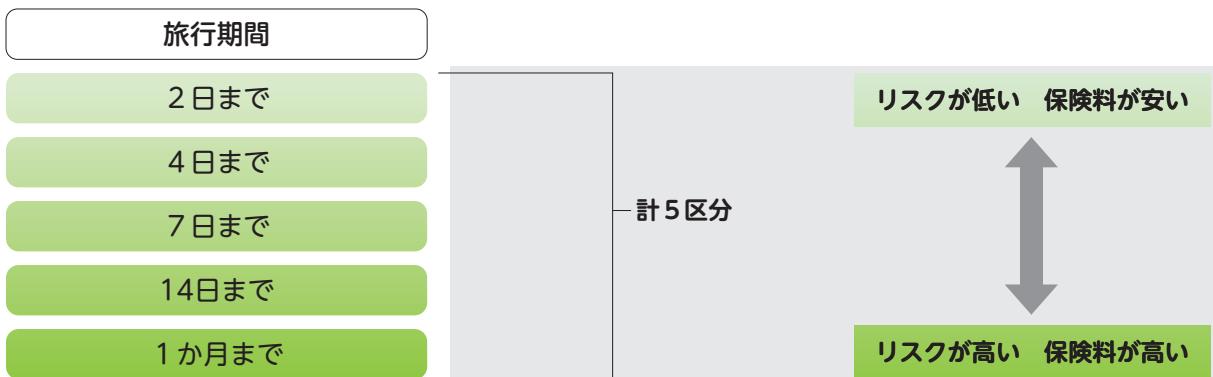
- 家族傷害保険および
ファミリー交通傷害保険の契約パターン**
- ・本人と配偶者とその他親族
 - ・本人と配偶者
 - ・本人とその他親族

第Ⅱ部 | 傷害保険

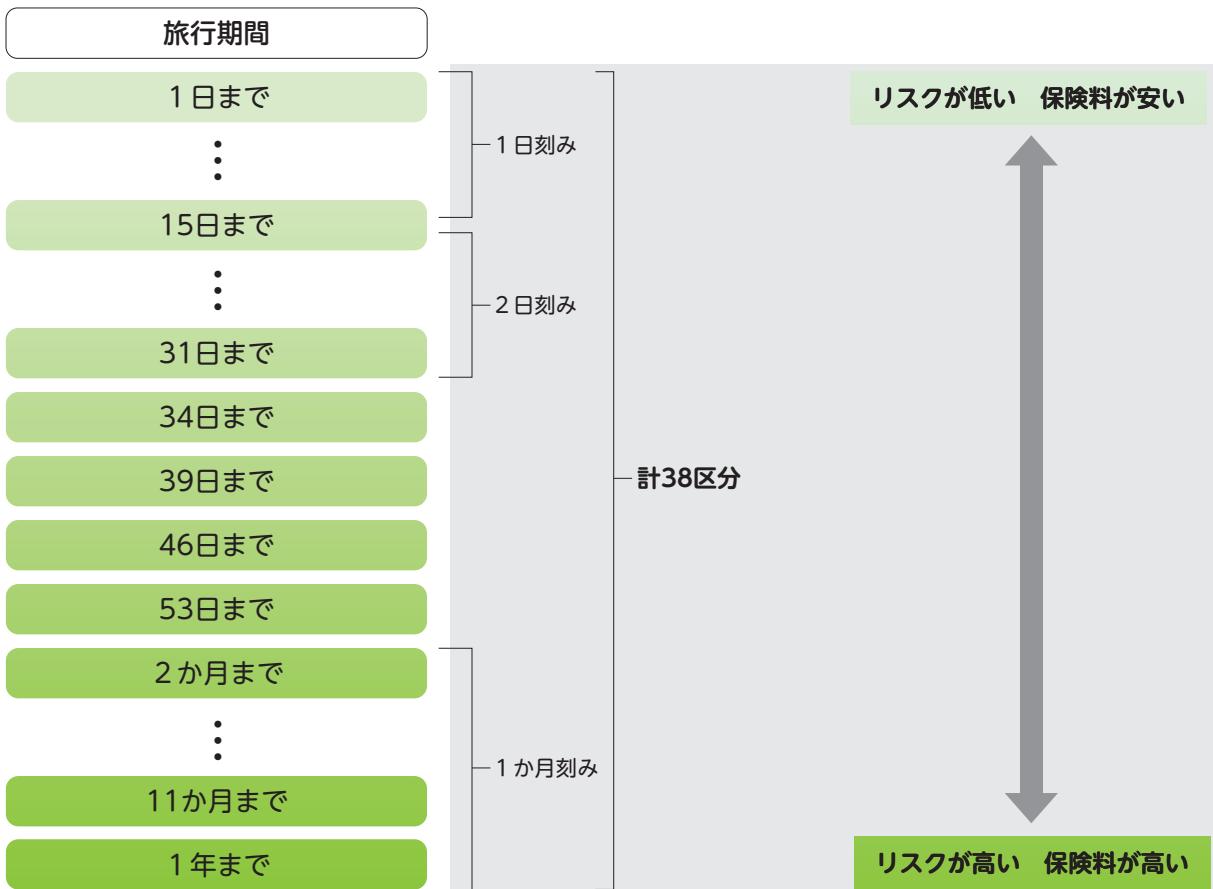
③旅行期間別

国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険は、旅行中に被った傷害などを補償する保険ですが、旅行期間に応じてそのリスクが異なるため、保険料率を旅行期間により区分しています。

■国内旅行傷害保険における旅行期間別区分



■海外旅行傷害保険における旅行期間別区分



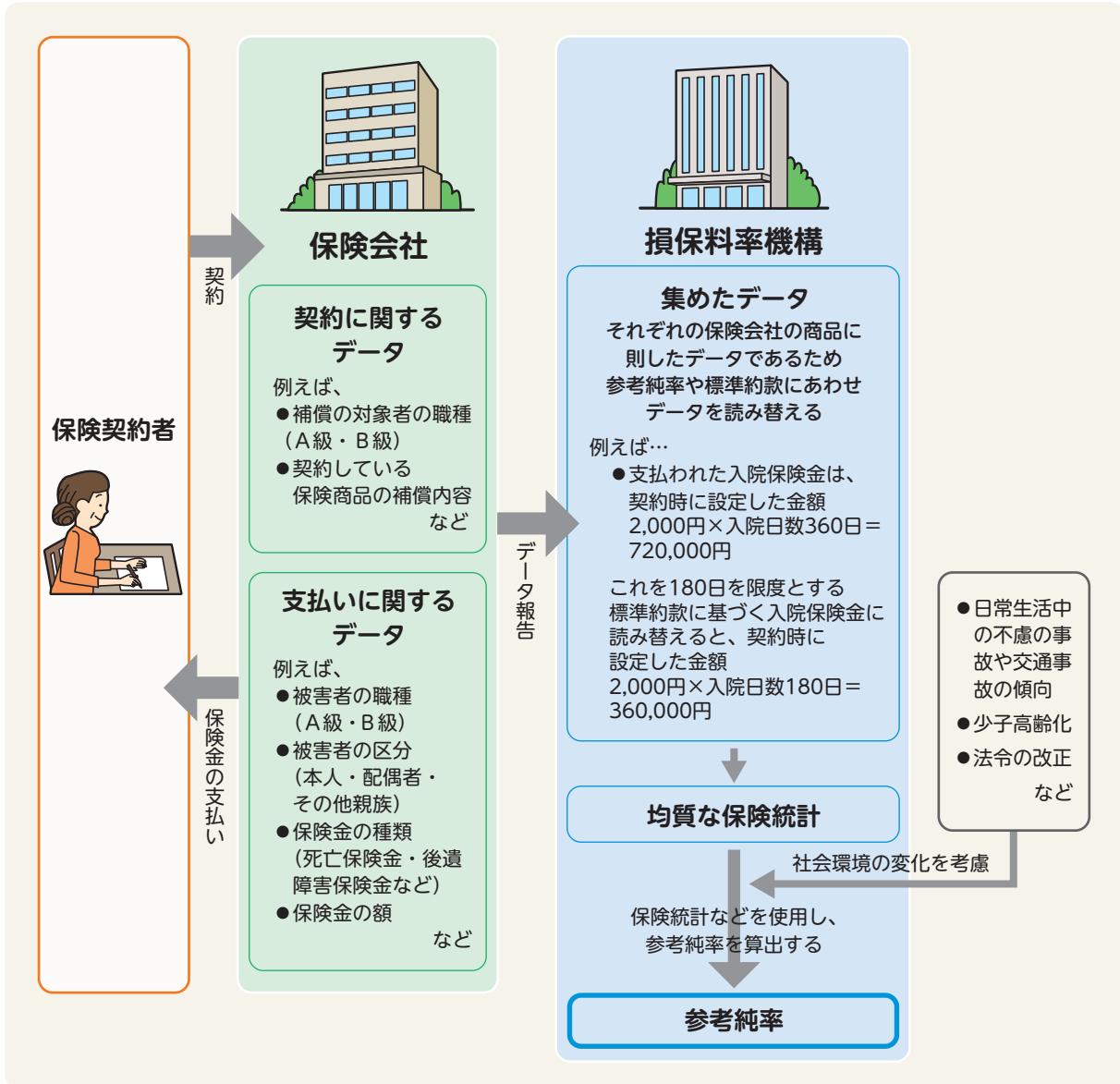
2 傷害保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

◀ 傷害保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から傷害保険参考純率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

傷害保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

例えば、人口動態統計（厚生労働省発表）を用いて、不慮の事故による死亡リスクの傾向を確認したり、患者調査（厚生労働省発表）を用いて、病院や診療所を利用する患者の傷害の状況から入院・通院リスクの傾向分析を行ったりしています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、傷害保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 傷害保険参考純率の算出方法

◀ 傷害保険参考純率

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の支払いに充てられる部分の保険料（＝純保険料）の保険金額に対する割合をいいます。

▶ 純保険料率の詳細は、2 1(1)傷害保険の保険料率 (P18) をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{必要と見込まれる純保険料の総額}}{\text{保険金額の総額}}$$

となります。

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の総額と等しくなるよう算出する必要があります。

▶ 収支相等の原則の詳細は、2 1(2)保険料率の3つの原則 (P19) をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{必要と見込まれる純保険料の総額} = \text{保険金の総額}$$

となります。

よって、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{保険金の総額}}{\text{保険金額の総額}}$$

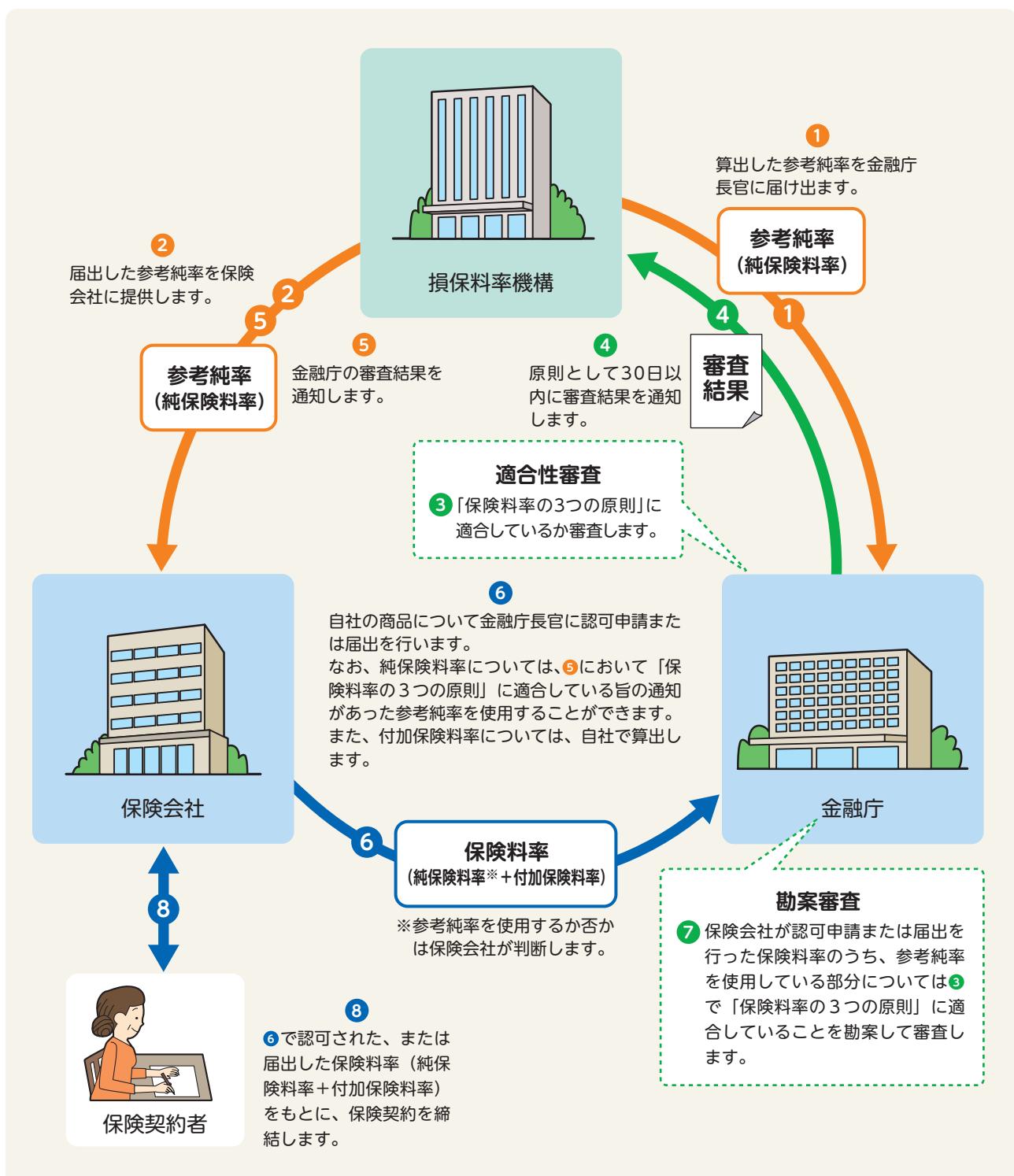
となるように算出します。

3 傷害保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した傷害保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

[◀ 傷害保険参考純率](#)

■傷害保険参考純率の算出後の流れ



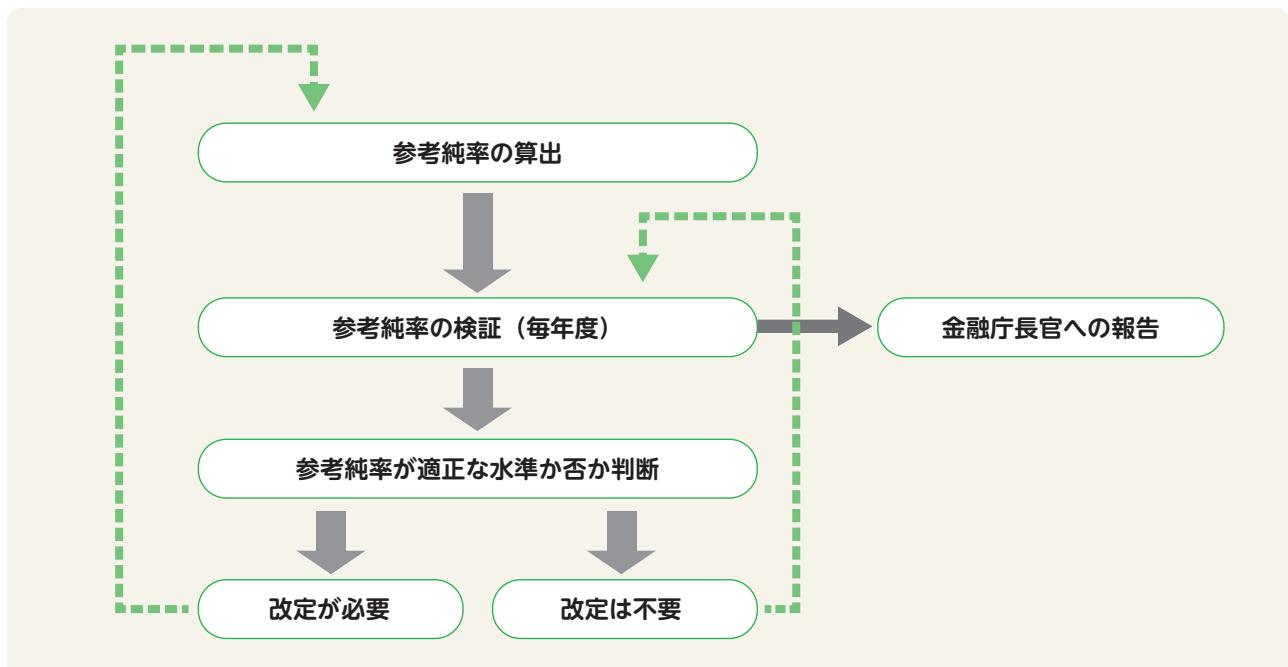
4

傷害保険の参考純率の検証と改定

◀ 傷害保険参考純率

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

■ 傷害保険参考純率の検証と改定の流れ



3 傷害保険の現況

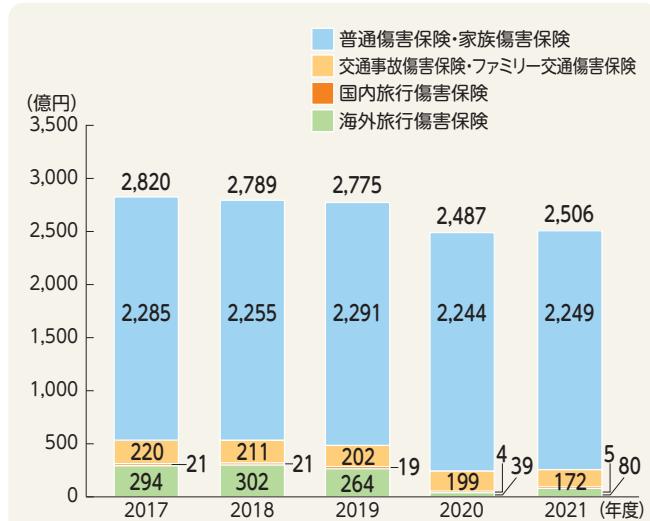
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

傷害保険の保険料は、契約件数のほか、契約される補償内容（保険金額または補償範囲）、保険料水準の見直しなどの影響を受けて変動します。

図1のとおり、2020年度および2021年度の保険料については、1年契約が多い普通傷害保険・家族傷害保険および交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では保険料の大きな変動はありませんでした。一方、短期の契約が多い国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険では、新型コロナウイルスによる影響（トピックス①（P31）参照）を受け、旅行者数が大きく減少したことにより、保険料も大きく減少しています。

図1 保険料の推移



保険料

図1の保険料は、2■(1) 傷害保険の保険料率（P18）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

リトン・ベイシスの数値です（以下、同じ）。リトン・ベイシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

2 保険金（支払い）の状況

傷害保険の保険金は、図2のとおり、近年減少傾向にあります。

普通傷害保険・家族傷害保険の保険金の減少については、補償の対象者1人あたりの保険金額が減少していること、補償範囲を縮小する特約（1②(3) 主な特約の内容（P16）参照）の付帯率が上昇していることが主な要因と考えられます。一方、国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険については、2020年度および2021年度は、新型コロナウイルスによる影響（トピックス①（P31）参照）を受け、旅行者数が大きく減少したことによって保険金が半分以下に減少しました。

図2 保険金の推移



普通傷害保険・家族傷害保険



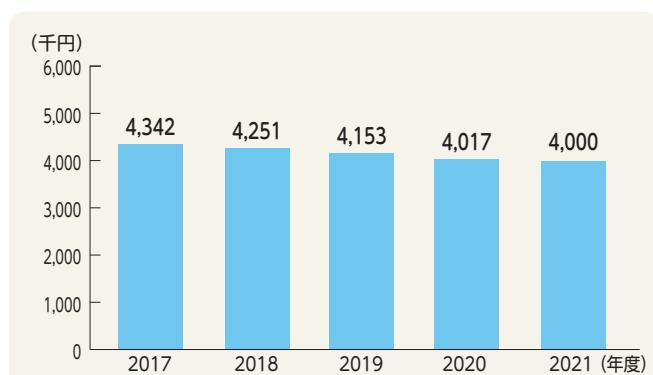
補償の対象者1人あたりの保険金額の減少

図3のとおり、補償の対象者1人あたりの保険金額（死亡・後遺障害）は減少傾向にあります。

前述の図2のとおり、普通傷害保険・家族傷害保険の保険金の減少傾向は、補償の対象者1人あたりの保険金額の減少傾向の影響を受けたことに加え、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇していることも、要因の一つとなっています。

この、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇している背景としては、「補償の対象者および被害者の高齢化」と「平均入院日数および平均通院日数の動向」の2つの要因が考えられます。

図3 補償の対象者1人あたりの保険金額（死亡・後遺障害）の推移





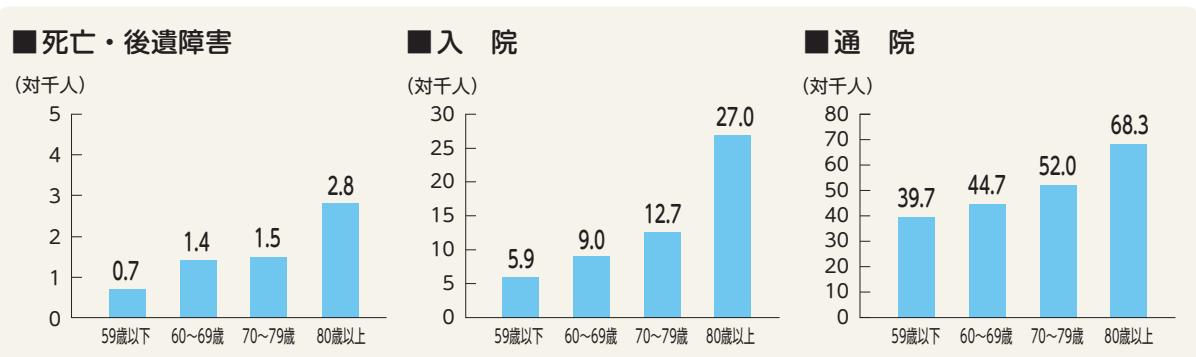
補償の対象者および被害者の高齢化

図4のとおり、一般に傷害を被るリスク（ここでは「傷害リスク」といいます）は加齢とともに高まる傾向がみられます。また、高齢化の進展により、図5および図6のとおり、補償の対象者および被害者の高齢化が進んでいます（トピックス②（P32）参照）。

こうした、傷害リスクの高い高齢者の構成割合の増加に伴い、近年、保険料水準が引き上げとなったことを背景として、補償範囲を縮小する特約（1②(3)主な特約の内容（P16）参照）の付帯率が上昇したものと考えられます。

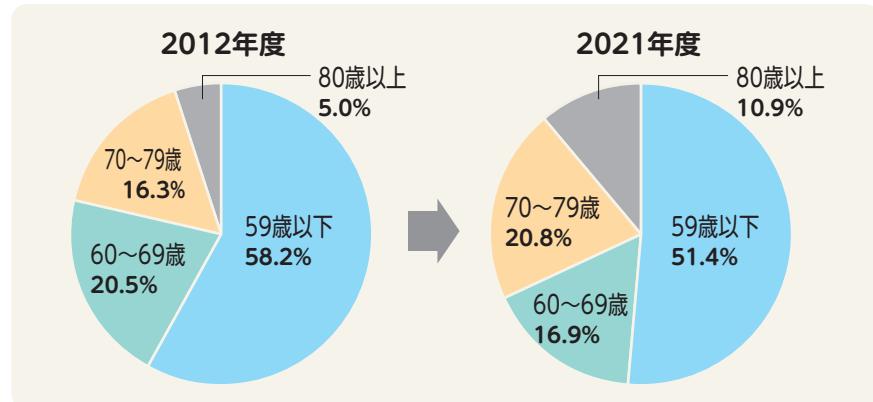
※普通傷害保険・家族傷害保険の参考純率は、2012年5月および2018年5月に引き上げ改定を行いました。

図4 年代別の傷害リスクの違い（補償内容別）



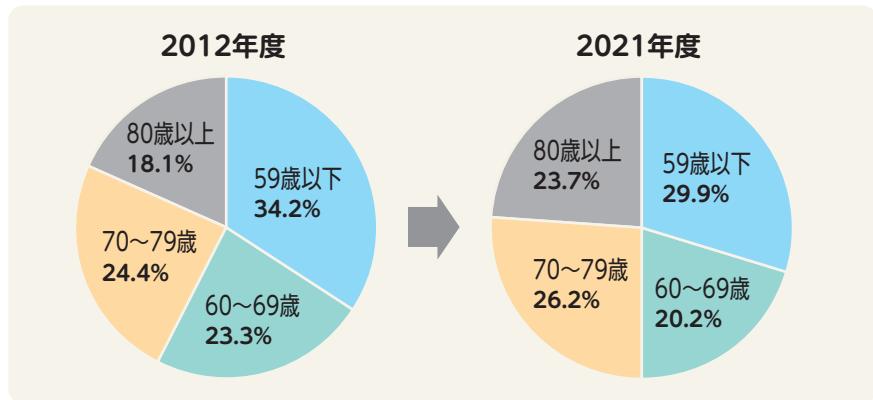
※補償の対象者1,000人に対する被害者数を比較したものです（2017～2021年度の累計値、補償の対象者「本人」について集計）。

図5 年代別 補償の対象者の構成割合（死亡・後遺障害）



※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

図6 年代別 被害者の構成割合（死亡・後遺障害）



※被害者「本人」について集計した数値です。



平均入院日数および平均通院日数の動向

図7は、普通傷害保険・家族傷害保険における平均入院日数（被害者1人あたり）および平均通院日数（同）の推移を示したものです。

入院および通院については、契約時に設定した保険金日額に、実際に入院や通院をした日数を乗じた額が保険金として支払われます。したがって、その日数が長いほど、支払われる保険金は増加することになります（ただし、保険金の支払対象となる日数には限度が設けられています（1②(1)各保険の補償内容①（P11、12 参照））。

直近10か年の推移をみると、平均入院日数は短期化、平均通院日数も2014年度以降は短期化の傾向にあります※。平均入院日数の短期化の背景には、国や都道府県における在宅医療を促進する取組みや医療技術の進歩などの影響があるものと考えられます。また、平均通院日数の短期化は、近年、通院保険金の支払対象とする日数を短縮する特約の付帯率が上昇していることによるものと考えられます。

※通院は入院よりも被害者数が多いことから（図8）、平均通院日数の動向は平均入院日数の動向よりも保険金の支払いに大きく影響します。

図7 平均入院日数および平均通院日数の推移

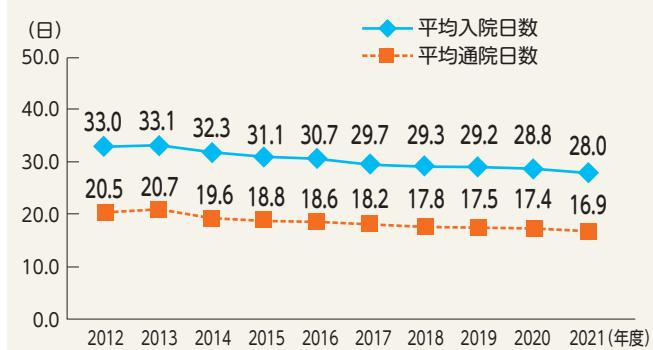
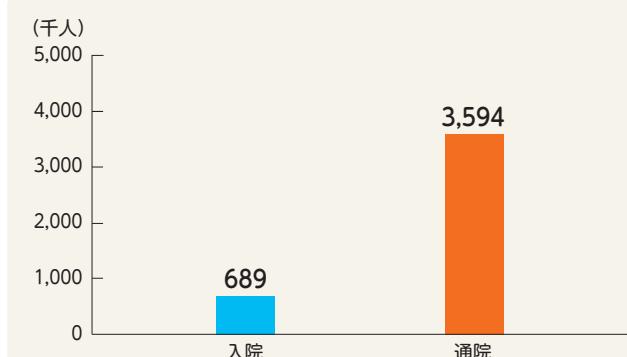


図8 入院および通院の被害者数



※2017～2021年度の累計値です。

■トピックス①

新型コロナウイルスによる影響

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月に中国・武漢市で初めて感染者が確認され、以降、世界中に拡大し、今日に至るまで、変異を繰り返しながら、人々の健康や社会経済活動、さらには前記のとおり傷害保険の動向にも影響を与え続けています。

普通傷害保険・家族傷害保険および交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険と関連性の高い統計である、整形外科の入院外件数（図9）および交通事故負傷者数（図10）の動きを月別にみると、いずれも1回目の緊急事態宣言時にあたる2020年4月から5月に特異な減少があったことがわかります。これは全国で一斉に外出や行動が控えられたため、ケガ自体が減少したこと、急を要さない通院や手術が延期されたこと、交通量が減少して交通事故が減ったことなどが理由として考えられます。

図9 整形外科の入院外件数の動向



※制度別医療機関種類別 医療費（厚労省）をもとに作成。

図10 交通事故負傷者数の動向



※交通事故統計（警察庁）をもとに作成。

国内実旅行者数（図11）は、2020年4月から5月は特異に減少し、その後、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置などの期間中も一時的に減少したものの、概ね増加傾向で推移しています。

日本人出国者数（図12）は、日本国政府による新型コロナウイルス感染拡大に係る渡航自粛要請、および各國政府の入国制限措置の影響により激減した状態が継続していましたが、2022年度においては、水際対策の緩和や海外の感染症危険レベルの引き下げなどにより、増加傾向を示しつつあります。

図11 国内実旅行者数の動向



※旅行・観光消費動向調査（観光庁）をもとに作成。

図12 日本人出国者数の動向



※出入国管理統計（法務省）をもとに作成。

■トピックス②

高齢化の進展

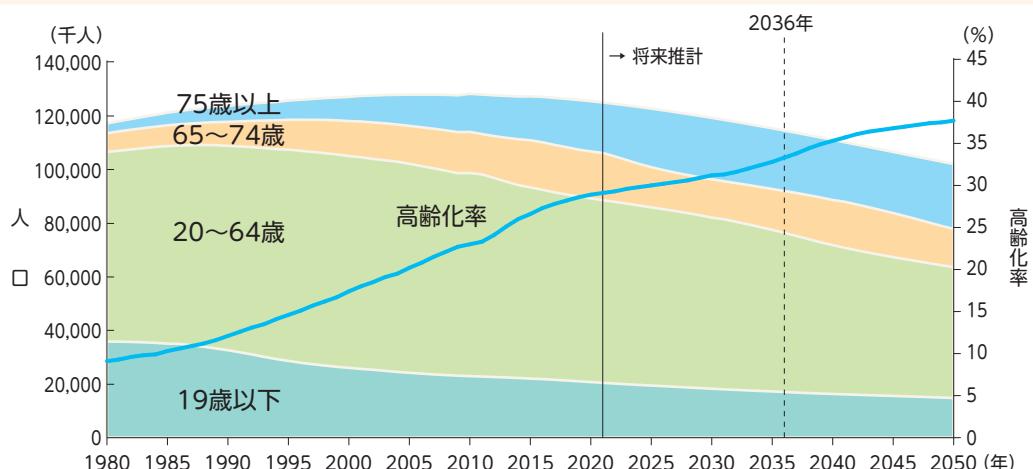
平均寿命の延伸や少子化に伴い、国民全体の高齢化が進んでおり、これを受けたて傷害保険の補償の対象者においても高齢者の割合が増加しています。

2021年のわが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は28.9%※となっています。今後も、高齢化が進むことによって、2036年には3人に1人が65歳以上になると予測されています（図13）。

傷害保険においても、図14のとおり、補償の対象者の高齢化が進んでいます。

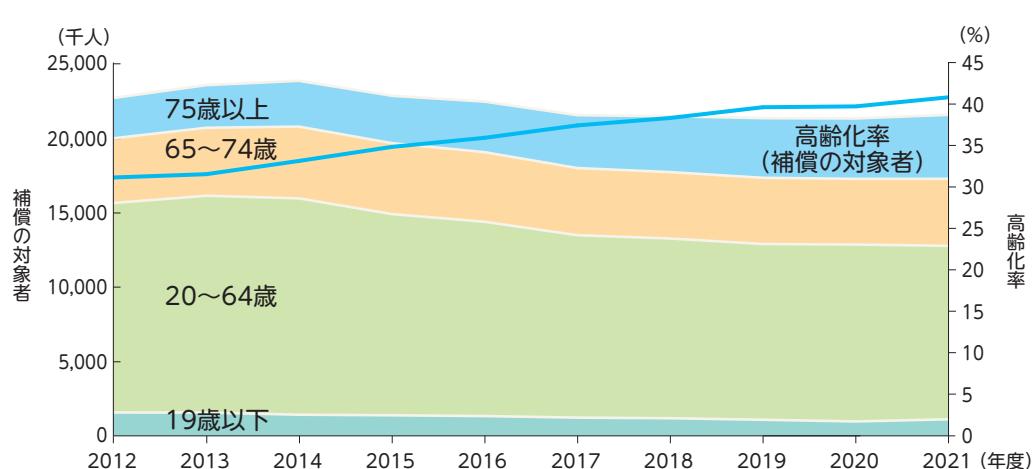
※「令和4年版高齢社会白書」（内閣府）

図13 わが国の人口の推移と将来推計人口



※2021年までは「国勢調査」および「人口推計」（総務省）、2022年以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）（http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp）をもとに作成。

図14 補償の対象者の年齢分布（普通傷害保険・家族傷害保険／死亡・後遺障害）



※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

第Ⅲ部

からだに関する 保険関連の統計

1 傷害保険統計

第1表	傷害保険 総括表	34
第2表	普通傷害保険 統計表〈2021年度〉	36
第3表	家族傷害保険 統計表〈2021年度〉	38
第4表	普通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	40
第5表	家族傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	41
第6表	交通事故傷害保険 統計表〈2021年度〉	42
第7表	ファミリー交通傷害保険 統計表〈2021年度〉	44
第8表	交通事故傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	46
第9表	ファミリー交通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	47
第10表	国内旅行傷害保険 統計表〈2021年度〉	48
第11表	国内旅行傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	50
第12表	海外旅行傷害保険 統計表〈2021年度〉	52

2 関連情報

第13表	わが国の主要死因別死亡数	54
第14表	不慮の事故 種類別・年齢別死亡数〈2021年〉	55
第15表	日本人海外旅行者の国・地域別訪問者数	56
第16表	わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る 海外邦人援護件数〈2021年〉	58

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

1 傷害保険統計

第1表 傷害保険 総括表

年 度	保 険 の 種 類	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
2017	普通傷害保険	176,585	79,531
	家族傷害保険	51,915	26,349
	交通事故傷害保険	13,320	5,172
	ファミリー交通傷害保険	8,654	3,216
	国内旅行傷害保険	2,111	840
	海外旅行傷害保険	29,396	13,614
	合計	281,979	128,722
2018	普通傷害保険	175,697	78,947
	家族傷害保険	49,785	25,849
	交通事故傷害保険	12,901	4,795
	ファミリー交通傷害保険	8,184	2,822
	国内旅行傷害保険	2,132	726
	海外旅行傷害保険	30,181	12,495
	合計	278,880	125,633
2019	普通傷害保険	179,384	75,887
	家族傷害保険	49,704	24,705
	交通事故傷害保険	12,335	4,592
	ファミリー交通傷害保険	7,826	2,562
	国内旅行傷害保険	1,895	757
	海外旅行傷害保険	26,356	12,678
	合計	277,499	121,180
2020	普通傷害保険	178,075	71,247
	家族傷害保険	46,337	22,126
	交通事故傷害保険	12,043	4,004
	ファミリー交通傷害保険	7,902	2,055
	国内旅行傷害保険	370	331
	海外旅行傷害保険	3,932	5,942
	合計	248,659	105,704
2021	普通傷害保険	180,002	67,836
	家族傷害保険	44,858	21,444
	交通事故傷害保険	10,828	3,477
	ファミリー交通傷害保険	6,413	2,032
	国内旅行傷害保険	494	244
	海外旅行傷害保険	7,982	5,283
	合計	250,577	100,316

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第2表 普通傷害保険 統計表〈2021年度〉

(新契約)

	職種別区分	件 数	死亡・後遺障害			補償の対象者数
			補償の対象者数	保険金額	保険料	
1	A級	422,559	5,720,506	26,234,887	17,356,297	4,411,789
2	B級	82,105	472,719	2,686,584	2,649,981	358,663
3	加重平均適用契約等	3,579,086	13,890,042	55,614,160	49,662,554	10,486,931
4	小計	4,083,750	20,083,267	84,535,632	69,668,834	15,257,383
5	就業中の危険補償対象外	8,428	570,781	3,743,596	1,576,600	386,513
6	合計	4,092,178	20,654,048	88,279,228	71,245,434	15,643,896

(支 払)

	職種別区分	死 亡		後 遺 障 害		入 院	
		被 告 者 数	保 険 金	被 告 者 数	保 険 金	被 告 者 数	保 険 金
1	A級	568	2,608,280	3,590	4,430,708	24,228	2,995,234
2	B級	57	439,551	521	991,732	1,855	346,385
3	加重平均適用契約等	2,689	7,817,789	10,430	9,936,437	76,547	10,750,517
4	小計	3,314	10,865,621	14,541	15,358,878	102,630	14,092,137
5	就業中の危険補償対象外	5	8,559	348	353,948	954	110,739
6	合 計	3,319	10,874,180	14,889	15,712,826	103,584	14,202,876

※1 「加重平均適用契約等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。

※2 「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。

入院		通院			合計保険料	
保険金日額	保険料	補償の対象者数	保険金日額	保険料		
千円 18,283,304	千円 8,678,603	人 3,817,817	千円 8,549,665	千円 16,292,792	千円 42,327,693	1
1,728,985	1,142,778	322,168	937,686	2,369,195	6,161,955	2
52,510,923	42,384,591	6,629,223	15,408,716	36,319,172	128,366,318	3
72,523,213	52,205,973	10,769,208	24,896,069	54,981,160	176,855,968	4
2,270,355	782,545	375,459	607,334	787,282	3,146,428	5
74,793,569	52,988,518	11,144,667	25,503,403	55,768,442	180,002,396	6

手術		通院		合計		
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金	
人 15,382	千円 702,344	人 133,878	千円 7,389,476	人 177,646	千円 18,126,045	1
1,490	82,434	9,986	824,778	13,909	2,684,882	2
50,837	2,903,362	273,472	14,620,485	413,975	46,028,592	3
67,709	3,688,141	417,336	22,834,741	605,530	66,839,520	4
879	54,461	9,324	468,873	11,510	996,582	5
68,588	3,742,603	426,660	23,303,615	617,040	67,836,103	6

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第3表 家族傷害保険 統計表（2021年度）

(新契約)

	補償の対象者／本人の職種別区分	件 数	死亡・後遺障害			入院		
			補償の対象者数	保険金額	保険料	補償の対象者数	保険金日額	
1	本 人	A 級	37,557	610,468	1,984,800	1,639,177	490,702	1,797,489
2		B 級	3,795	12,154	44,478	70,060	11,590	40,819
3		加重平均適用契約等	298,261	1,225,936	4,577,957	4,477,173	1,091,860	5,304,005
4		就業中の危険補償対象外	770	46,211	37,019	18,296	6,322	28,863
5		小 計	340,383	1,894,769	6,644,255	6,204,707	1,600,474	7,171,178
6	配偶者		(283,935)	1,807,592	4,871,263	3,426,208	1,513,964	6,486,421
7	その他親族		(225,879)	[1,241,629]	2,592,068	3,524,482	[1,075,798]	3,708,854
8	合 計		340,383	[1,894,769]	14,107,587	13,155,398	[1,600,474]	17,366,455

(支 払)

	補償の対象者／本人の職種別区分	死 亡		後 遺 障 害		入 院		
		被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	
1	本 人	A 級	96	293,727	563	648,307	3,287	442,740
2		B 級	4	10,523	24	31,298	118	15,574
3		加重平均適用契約等	288	752,675	1,852	1,614,809	7,716	1,178,648
4		就業中の危険補償対象外	0	84	45	13,092	30	2,514
5		小 計	388	1,057,010	2,484	2,307,507	11,151	1,639,478
6	配偶者		201	481,411	1,882	1,236,476	8,407	1,313,377
7	その他親族		205	482,319	1,597	903,814	10,804	1,497,551
8	合 計		794	2,020,741	5,963	4,447,798	30,362	4,450,407

※1 「加重平均適用契約等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。

※2 「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。

※3 () 内の数値は合計に含みません。

※4 [] 内の数値は家族数を表します。

保険料	通院			合計保険料	
	補償の対象者数	保険金日額	保険料		
千円 1,183,105	人 487,880	千円 996,682	千円 2,479,742	千円 5,302,025	1
43,652	11,250	23,193	98,696	212,409	
3,605,460	991,771	2,049,446	5,369,253	13,451,886	
10,347	6,307	17,340	25,103	53,748	
4,842,566	1,497,208	3,086,663	7,972,795	19,020,069	
3,110,013	1,422,728	2,671,444	5,855,855	12,392,076	
4,307,354	[1,022,313]	1,571,096	5,614,323	13,446,160	
12,259,933	[1,497,208]	7,329,204	19,442,974	44,858,307	

手術		通院		合計		
被 味 者 数	保 険 金	被 味 者 数	保 険 金	被 味 者 数	保 険 金	
人 2,075	千円 113,919	人 21,491	千円 1,164,662	人 27,512	千円 2,663,357	1
83	3,810	657	36,414	886	97,621	
6,027	317,665	65,402	3,133,215	81,285	6,997,014	
25	1,075	346	24,717	446	41,483	
8,210	436,470	87,896	4,359,008	110,129	9,799,476	
5,965	311,031	58,033	2,644,089	74,488	5,986,385	
7,435	305,326	93,844	2,468,718	113,885	5,657,731	
21,610	1,052,828	239,773	9,471,817	298,502	21,443,593	

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第4表 普通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2017	102,401	2,982,234	474,474	9,101,556
2018	106,550	3,058,463	473,878	8,913,234
2019	107,004	3,041,549	470,368	8,653,524
2020	104,079	2,908,569	421,843	7,737,155
2021	103,597	2,818,680	426,831	7,570,365

第5表 家族傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2017	33,764	1,060,085	285,694	4,705,239
2018	35,463	1,106,559	284,189	4,583,240
2019	34,418	1,090,963	275,381	4,397,480
2020	31,146	983,595	241,882	3,826,849
2021	30,362	938,161	239,773	3,722,065

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第6表 交通事故傷害保険 統計表 〈2021年度〉

(新 契 約)

件 数	死亡・後遺障害			入 院	
	補償の対象者数	保 険 金 額	保 険 料	補償の対象者数	保険金日額
件 1, 529, 360	人 5, 578, 745	百万円 16, 332, 627	千円 4, 737, 637	人 2, 355, 705	千円 11, 112, 202

(支 払)

死 亡		後 遺 障 害		入 院	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人 209	千円 623, 805	人 1, 165	千円 882, 729	人 3, 353	千円 478, 398

保 険 料	通 院			合 計 保 険 料
	補償の対象者数	保険金日額	保 険 料	
千円 2,231,166	人 1,399,549	千円 3,833,833	千円 3,859,120	千円 10,827,923

手 術		通 院		合 計	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人 2,236	千円 132,863	人 14,981	千円 1,359,459	人 21,944	千円 3,477,256

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第7表 ファミリー交通傷害保険 統計表〈2021年度〉

(新 契 約)

	補償の対象者	件 数	死亡・後遺障害			入 院	
			補償の対象者数	保 険 金 額	保 険 料	補償の対象者数	保険金日額
1	本 人	件 352,971	人 736,308	百万円 4,024,833	千円 1,460,009	人 692,229	千円 3,385,965
2	配 偶 者	(311,473)	689,015	2,936,907	748,330	645,183	2,938,242
3	その他親族	(297,570)	[622,007]	1,791,226	626,171	[587,340]	2,253,935
4	合 計	352,971	[736,308]	8,752,966	2,834,511	[692,229]	8,578,143

(支 払)

	補償の対象者	死 亡		後 遺 障 害		入 院	
		被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
1	本 人	人 25	千円 117,025	人 309	千円 487,615	人 985	千円 163,275
2	配 偶 者	14	76,241	150	128,836	417	57,041
3	その他親族	12	35,356	118	86,141	678	97,425
4	合 計	51	228,624	577	702,594	2,080	317,743

※1 () 内の数値は合計に含みません。

※2 [] 内の数値は家族数を表します。

保険料	通院			合計保険料	
	補償の対象者数	保険金額	保険料		
千円 762,153	人 425,608	千円 904,698	千円 1,110,952	千円 3,333,115	1
341,383	393,128	687,391	526,422	1,616,136	2
421,765	[364,060]	513,994	415,538	1,463,476	3
1,525,302	[425,608]	2,106,084	2,052,914	6,412,728	4

手術		通院		合計		
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金	
人 720	千円 45,440	人 5,485	千円 404,495	人 7,524	千円 1,217,853	1
285	13,401	2,658	167,601	3,524	443,122	2
457	21,552	4,449	130,646	5,714	371,123	3
1,462	80,393	12,592	702,743	16,762	2,032,099	4

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第8表 交通事故傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2017	3,737人	105,617日	19,553人	545,148日
2018	3,898人	114,244日	19,108人	514,881日
2019	4,072人	122,295日	18,769人	503,827日
2020	3,574人	99,747日	15,677人	420,882日
2021	3,353人	93,751日	14,981人	388,970日

第9表 ファミリー交通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2017	人 2,444	日 67,078	人 15,872	日 427,500
2018	2,461	69,216	15,376	392,524
2019	2,375	68,578	14,962	368,337
2020	2,179	58,913	12,714	317,454
2021	2,080	58,290	12,592	304,068

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第10表 国内旅行傷害保険 統計表 <2021年度>

(新 契 約)

件 数	死亡・後遺障害			入 院	
	補償の対象者数	保 険 金 額	保 険 料	補償の対象者数	保険金日額
件 428,351	人 1,645,963	百万円 9,960,452	千円 174,138	人 1,634,436	千円 6,903,856

(支 払)

死 亡		後 遺 障 害		入 院	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人 6	千円 42,401	人 39	千円 60,333	人 158	千円 14,482

保険料	通院			合計保険料
	補償の対象者数	保険金日額	保険料	
千円 88,280	人 1,604,275	千円 3,653,109	千円 231,098	千円 493,518

手術		通院		合計	
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金
人 138	千円 7,542	人 1,543	千円 119,381	人 1,884	千円 244,141

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第11表 国内旅行傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2017	人 755	日 16,477	人 6,835	日 114,412
2018	666	12,314	6,246	111,518
2019	650	12,233	6,019	98,360
2020	275	7,035	2,045	47,602
2021	158	2,386	1,543	29,379

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第12表 海外旅行傷害保険 統計表〈2021年度〉

(新 契 約)

補 償 内 容	件 数	補 償 の 対 象 者 数
1 傷害・死亡後遺障害	0	-59
2 傷害・死 亡	83,613	95,856
3 傷害・後 遺 障 害	(86,287)	(98,824)
4 疾病・死 亡	(79,712)	(91,021)
5 治 療・救 援 費 用	(82,230)	(91,761)
6 傷害・治 療 費 用	(4,331)	(6,643)
7 疾病・治 療 費 用	(4,229)	(6,387)
8 救 援 者 費 用	(11,432)	(15,296)
9 合 計	83,613	95,797

(支 払)

補 償 内 容	死 亡		後 遺 障 害	
	被 告 者 数	保 険 金 千円	被 告 者 数	保 険 金 千円
1 傷害・死亡後遺障害	1	17,177	3	15,590
2 傷害・死 亡	3	93,242	—	—
3 傷害・後 遺 障 害	—	—	37	128,386
4 疾病・死 亡	13	208,342	—	—
5 治 療・救 援 費 用	—	—	—	—
6 傷害・治 療 費 用	—	—	—	—
7 疾病・治 療 費 用	—	—	—	—
8 救 援 者 費 用	—	—	—	—
9 合 計	17	318,762	40	143,976

※ () 内の数値は合計に含みません。

保険金額	保険料	
百万円	千円	
0	-742	1
1,957,475	323,327	2
(2,120,126)	218,745	3
(1,045,213)	325,904	4
(10,865,186)	6,552,057	5
(42,431)	87,145	6
(46,760)	446,400	7
(169,050)	29,041	8
1,957,475	7,981,879	9

治療費用等		合計		
被害者数	保険金	被害者数	保険金	
人	千円	人	千円	
—	—	4	32,767	1
—	—	3	93,242	2
—	—	37	128,386	3
—	—	13	208,342	4
27,797	4,453,963	27,797	4,453,963	5
367	58,634	367	58,634	6
3,521	299,651	3,521	299,651	7
13	7,799	13	7,799	8
31,698	4,820,049	31,755	5,282,789	9

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

2 関連情報

第13表 わが国の主要死因別死亡数

死因	死亡数(人)				
	上段：実数、下段：人口10万人あたり				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
結核	2,306 1.9	2,204 1.8	2,087 1.7	1,909 1.5	1,845 1.5
悪性新生物（腫瘍）	373,365 299.5	373,584 300.7	376,425 304.2	378,385 306.6	381,505 310.7
糖尿病	13,971 11.2	14,181 11.4	13,846 11.2	13,902 11.3	14,356 11.7
高血圧性疾患	9,570 7.7	9,581 7.7	9,549 7.7	10,003 8.1	10,223 8.3
心疾患（高血圧性を除く）	204,868 164.4	208,221 167.6	207,714 167.9	205,596 166.6	214,710 174.9
脳血管疾患	109,896 88.2	108,186 87.1	106,552 86.1	102,978 83.5	104,595 85.2
肺炎	96,859 77.7	94,661 76.2	95,518 77.2	78,450 63.6	73,194 59.6
慢性気管支炎・肺気腫	9,093 7.3	8,459 6.8	7,957 6.4	7,061 5.7	6,861 5.6
喘息	1,794 1.4	1,617 1.3	1,481 1.2	1,158 0.9	1,038 0.8
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	2,513 2.0	2,521 2.0	2,499 2.0	2,265 1.8	2,329 1.9
肝疾患	17,019 13.7	17,275 13.9	17,273 14.0	17,688 14.3	18,017 14.7
腎不全	25,135 20.2	26,081 21.0	26,644 21.5	26,948 21.8	28,688 23.4
老衰	101,411 81.4	109,605 88.2	121,863 98.5	132,440 107.3	152,027 123.8
自殺	20,468 16.4	20,031 16.1	19,425 15.7	20,243 16.4	20,291 16.5
不慮の事故	40,332 32.4	41,238 33.2	39,184 31.7	38,133 30.9	38,355 31.2
うち交通事故	5,004 4.0	4,595 3.7	4,279 3.5	3,718 3.0	3,536 2.9
合計（上記以外を含む）	1,340,567 1,075.5	1,362,470 1,096.8	1,381,093 1,116.2	1,372,755 1,112.5	1,439,856 1,172.7

※1 「人口動態調査」（厚生労働省）によります。

※2 死亡数は、市区町村への届出数です。

※3 上記死因のうち、普通傷害保険・家族傷害保険では「不慮の事故」が補償され、
交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では主に「不慮の事故」の「うち交通事故」が補償されます。

第14表 不慮の事故 種類別・年齢別死亡数〈2021年〉

種類別	年齢別	0歳	1~4歳	5~9歳	10~14歳	15~29歳	30~44歳	45~64歳	65~79歳	80歳~	不詳	合計
交通事故	人	12	19	18	329	254	750	1,112	1,038	3	3,536	(9.2)
	(1.6)	(24.0)	(42.2)	(34.6)	(54.7)	(31.0)	(22.7)	(11.4)	(4.4)	(8.8)		
転倒・墜落・墜落	-	9	2	4	51	88	539	1,674	7,835	-	10,202	(26.6)
	-	(18.0)	(4.4)	(7.7)	(8.5)	(10.7)	(16.3)	(17.1)	(33.2)	-		
スリップ、つまづき及びよろめきによる同一平面上での転倒	-	1	-	1	11	35	243	990	7,095	-	8,376	(21.8)
	-	(2.0)	-	(1.9)	(1.8)	(4.3)	(7.4)	(10.1)	(30.1)	-		
階段及びステップからの転落及びその上の転倒	-	-	1	-	3	7	75	242	261	-	589	(1.5)
	-	-	(2.2)	-	(0.5)	(0.9)	(2.3)	(2.5)	(1.1)	-		
建物又は建造物からの転落	-	8	-	3	22	18	81	107	111	-	350	(0.9)
	-	(16.0)	-	(5.8)	(3.7)	(2.2)	(2.5)	(1.1)	(0.5)	-		
その他の転落	-	-	-	-	12	20	103	197	146	-	478	(1.2)
	-	-	-	-	(2.0)	(2.4)	(3.1)	(2.0)	(0.6)	-		
生物によらない機械的な力への曝露	-	1	-	1	19	39	120	170	82	-	432	(1.1)
	-	(2.0)	-	(1.9)	(3.2)	(4.8)	(3.6)	(1.7)	(0.3)	-		
投げられ、投げ出され又は落下する物体による打撲	-	-	-	1	7	12	39	53	14	-	126	(0.3)
	-	-	-	(1.9)	(1.2)	(1.5)	(1.2)	(0.5)	(0.1)	-		
生物による機械的な力への曝露	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	6	(0.0)
	-	-	-	-	-	-	(0.1)	(0.0)	(0.0)	-		
不慮の溺死及び溺水	3	13	15	16	73	97	497	2,538	3,920	12	7,184	
	(4.9)	(26.0)	(33.3)	(30.8)	(12.1)	(11.8)	(15.1)	(25.9)	(16.6)	(35.3)		(18.7)
浴槽内での及び浴槽への転落による溺死及び溺水	3	9	1	8	23	38	280	1,906	3,191	-	5,459	
	(4.9)	(18.0)	(2.2)	(15.4)	(3.8)	(4.6)	(8.5)	(19.5)	(13.5)	-		(14.2)
自然の水域内での及び自然の水域への転落による溺死及び溺水	-	1	9	8	36	37	147	238	121	9	606	
	-	(2.0)	(20.0)	(15.4)	(6.0)	(4.5)	(4.5)	(2.4)	(0.5)	(26.5)		(1.6)
その他の不慮の窒息	56	11	5	8	28	91	543	1,956	5,290	1	7,989	
	(91.8)	(22.0)	(11.1)	(15.4)	(4.7)	(11.1)	(16.4)	(20.0)	(22.4)	(2.9)		(20.8)
胃内容物の誤えん	21	2	2	3	6	23	94	257	757	-	1,165	
	(34.4)	(4.0)	(4.4)	(5.8)	(1.0)	(2.8)	(2.8)	(2.6)	(3.2)	-		(3.0)
気道閉塞を生じた食物の誤えん	-	2	1	1	5	31	314	1,107	2,777	1	4,239	
	-	(4.0)	(2.2)	(1.9)	(0.8)	(3.8)	(9.5)	(11.3)	(11.8)	(2.9)		(11.1)
気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん	4	3	-	-	6	13	75	470	1,530	-	2,101	
	(6.6)	(6.0)	-	-	(1.0)	(1.6)	(2.3)	(4.8)	(6.5)	-		(5.5)
詳細不明の窒息	7	-	1	1	1	11	28	69	184	-	302	
	(11.5)	-	(2.2)	(1.9)	(0.2)	(1.3)	(0.8)	(0.7)	(0.8)	-		(0.8)
電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露	-	-	-	-	1	5	9	32	50	-	97	
	-	-	-	-	(0.2)	(0.6)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	-		(0.3)
煙、火及び火炎への曝露	-	-	1	-	11	31	147	309	418	13	930	
	-	-	(2.2)	-	(1.8)	(3.8)	(4.5)	(3.2)	(1.8)	(38.2)		(2.4)
建物又は建造物内の管理されていない火への曝露	-	-	1	-	7	24	125	213	259	8	637	
	-	-	(2.2)	-	(1.2)	(2.9)	(3.8)	(2.2)	(1.1)	(23.5)		(1.7)
熱及び高温物質との接触	-	-	1	-	-	-	1	13	36	-	51	
	-	-	(2.2)	-	-	-	(0.0)	(0.1)	(0.2)	-		(0.1)
有毒動植物との接触	-	-	-	-	1	-	1	6	17	-	25	
	-	-	-	-	(0.2)	-	(0.0)	(0.1)	(0.1)	-		(0.1)
自然の力への曝露	-	2	2	3	16	54	261	631	1,075	2	2,046	
	-	(4.0)	(4.4)	(5.8)	(2.7)	(6.6)	(7.9)	(6.4)	(4.6)	(5.9)		(5.3)
自然の過度の高温への曝露	-	1	1	1	2	15	94	240	401	-	755	
	-	(2.0)	(2.2)	(1.9)	(0.3)	(1.8)	(2.8)	(2.5)	(1.7)	-		(2.0)
自然の過度の低温への曝露	-	1	-	1	12	30	157	376	666	2	1,245	
	-	(2.0)	-	(1.9)	(2.0)	(3.7)	(4.8)	(3.8)	(2.8)	(5.9)		(3.2)
地震による受傷者	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
	-	-	-	-	-	-	(0.0)	-	-	-	(0.0)	
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	-	1	-	-	55	122	156	93	94	1	522	
	-	(2.0)	-	-	(9.1)	(14.9)	(4.7)	(0.9)	(0.4)	(2.9)		(1.4)
無理ながんばり、旅行及び欠乏状態	-	-	-	-	-	1	7	3	5	-	16	
	-	-	-	-	-	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	-		(0.0)
その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露	1	1	-	2	18	38	268	1,254	3,735	2	5,319	
	(1.6)	(2.0)	-	(3.8)	(3.0)	(4.6)	(8.1)	(12.8)	(15.8)	(5.9)		(13.9)
合 計	61	50	45	52	602	820	3,301	9,793	23,597	34	38,355	
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)

※1 「人口動態調査」（厚生労働省）によります。

※2 死亡数は、市区町村への届出数です。

※3 () 内は各年齢別の構成比(%)です。

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第15表 日本人海外旅行者の国・地域別訪問者数

訪問先	基準	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
アジア	中国	VFN	2,587,440	3.6	2,680,033	3.6	2,689,662	0.4	2,676,334	-0.5	430,742	-86.8
	韓国	VFN	2,297,893	25.0	2,311,447	0.6	2,948,527	27.6	3,271,706	11.0	269,659	-87.6
	台湾	VFR	1,895,702	16.5	1,898,854	0.2	1,969,151	3.7	2,167,952	10.1	320,331	-82.3
	タイ	TFN	1,439,510	4.2	1,544,442	7.3	1,655,996	7.2	1,806,438	9.1	125,879	-85.8
	シンガポール	VFR	783,862	-0.7	792,873	1.1	829,676	4.6	884,308	6.6	200,346	-79.0
	ベトナム	VFR	740,592	10.3	798,119	7.8	826,674	3.6	951,962	15.2	23,341	-96.5
	香港	TFR	692,529	9.4	813,207	17.4	852,192	4.8	660,883	-22.4	41,257	-80.1
	インドネシア	VFN	545,392	-0.8	573,310	5.1	530,573	-7.5	519,623	-2.1	92,228	-82.3
	フィリピン	TFR	535,238	8.0	584,180	9.1	631,821	8.2	682,788	8.1	136,664	-80.0
	マレーシア	TFN	413,768	-14.4	392,777	-5.1	394,540	0.4	424,694	7.6	74,383	-82.5
	マカオ	THSR	184,778	14.1	190,267	3.0	188,917	-0.7	192,156	1.7	15,201	-92.1
	インド	TFN	208,847	0.7	222,527	6.6	236,236	6.2	238,903	1.1	48,191	-79.8
	カンボジア	TFR	191,577	-0.9	203,373	6.2	210,471	3.5	207,636	-1.3	41,257	-80.1
	ミャンマー	TFN	100,784	11.6	101,484	0.7	104,376	2.8	125,706	20.4	26,100	-79.2
	ラオス	VFN	49,191	12.2	32,064	-34.8	38,985	21.6	41,736	7.1	11,085	-73.4
	スリランカ	TFN	44,649	-1.7	47,308	6.0	49,038	3.7	31,441	-35.9	7,610	-75.8
	モルディブ	TFN	39,894	1.7	41,133	3.1	42,304	2.8	44,251	4.6	8,479	-80.8
	ネパール	TFN	22,979	30.5	27,326	18.9	29,768	8.9	30,534	2.6	5,599	-81.7
	モンゴル	TFN	19,985	3.7	22,519	12.7	20,990	-6.8	24,419	16.3	1,131	-95.4
	ブルネイ	TFN	4,474	3.2	5,191	16.0	5,360	3.3	10,680	99.3	2,135	-80.0
	トルコ	VFN	44,695	-57.4	49,323	10.4	81,931	66.1	103,320	26.1	19,122	-81.5
	サウジアラビア	TFN	16,958	0.6	13,621	-19.7	22,497	65.2	38,357	70.5	1,901	-95.0
	イスラエル	TFR	11,891	19.1	17,067	43.5	19,568	14.7	26,063	33.2	3,538	-86.4
	イラン	VFN	10,395	23.9	13,370	28.6	7,631	-42.9	5,736	-24.8	232	-96.0
	ヨルダン	TFR	6,832	-8.5	7,509	9.9	9,770	30.1	11,794	20.7	2,138	-81.9
	クウェート	VFN	5,438	3.8	5,601	3.0	5,500	-1.8	5,207	-5.3	865	-83.4
オセアニア	グアム	TFR	745,680	-3.5	620,376	-16.8	566,588	-8.7	687,566	21.4	144,291	-79.0
	オーストラリア	VFR	417,880	22.2	434,500	4.0	469,230	8.0	498,640	6.3	91,701	-81.6
	ニュージーランド	VFR	100,736	15.4	102,048	1.3	99,784	-2.2	97,682	-2.1	25,784	-73.6
	北マリアナ諸島	VFN	61,026	-24.5	50,944	-16.5	27,291	-46.4	17,121	-37.3	9,870	-42.4
	パラオ	TFR	29,237	-5.8	26,031	-11.0	22,416	-13.9	19,742	-11.9	5,762	-70.8
	ニューカレドニア	TFR	21,151	5.5	21,839	3.3	21,472	-1.7	21,670	0.9	5,050	-76.7
	仏領ポリネシア	TFR	12,174	6.4	12,808	5.2	9,912	-22.6	8,176	-17.5	1,071	-86.9
アフリカ	フィジー	TFR	6,274	3.0	6,350	1.2	11,903	87.4	14,868	24.9	2,252	-84.9
	エジプト	VFN	18,643	15.1	32,743	75.6	41,807	27.7	52,409	25.4	13,936	-73.4
	モロッコ	TFN	23,459	29.8	32,498	38.5	35,450	9.1	39,445	11.3	9,635	-75.6
	南アフリカ共和国	TFR	25,802	27.7	27,410	6.2	27,541	0.5	28,388	3.1	5,236	-81.6
	ジンバブエ	VFR	22,566	77.5	34,214	51.6	32,014	-6.4	20,766	-35.1	2,381	-88.5
	ニジェール	TFN	7,644	13.2	8,253	8.0	7,887	-4.4	9,648	22.3	4,290	-55.5
	ザンビア	TFR	7,420	-15.1	7,944	7.1	8,390	5.6	8,231	-1.9	1,235	-85.0
	タンザニア	VFR	5,633	26.2	6,888	22.3	7,393	7.3	6,257	-15.4	2,378	-62.0
※4	チュニジア	TFN	1,379	-33.4	1,875	36.0	5,454	190.9	8,061	47.8	1,800	-77.7
	エチオピア	TFR	5,006	-6.1	5,713	14.1	5,024	-12.1	4,800	-4.5	438	-90.9
	ナイジェリア	VFN	11,662	-19.0								

※1 「観光白書」（国土交通省編）によります。

※2 上記は、UNWTO（国連世界観光機関）資料、日本政府観光局資料（出典：UNWTO（国連世界観光機関）、各國政府観光局）に基づき観光庁が作成した資料です。

※3 基準の略称は以下のとおりです。

N：国籍別統計 R：居住地別統計 F：国境到着者数 CE：登録観光施設到着者数

V：日帰りを含む旅行者数 T：宿泊を伴った旅行者数 HS：ホテル到着者数

※4 本表には国境到着者数、全宿泊施設到着者数などの統計が混在しており、集計基準が異なるため、同一指標としての比較はできません。特に欧州の比較においてはご注意ください。

訪問先	基準	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
欧洲	ドイツ	TCER	545,013	-15.8	584,871	7.3	613,248	4.9	614,638	0.2	95,782	-84.4
	スペイン	TFR	463,420	-23.7	444,518	-4.1	547,182	23.1	677,659	23.8	112,916	-83.3
	フランス	TFR	411,199	-39.7	484,580	17.8	540,169	11.5				
	イタリア	TFN	403,879	-4.3	385,971	-4.4	384,004	-0.5	372,979	-2.9	83,839	-77.5
	英國	VFR	367,501	13.8	433,196	17.9	428,952	-1.0	388,839	-9.4		
	オーストリア	TCER	208,710	-11.8	208,248	-0.2	220,198	5.7	256,355	16.4	36,849	-85.6
	スイス	THSR	197,567	-12.7	227,010	14.9	211,945	-6.6	212,617	0.3	17,138	-91.9
	クロアチア	TCER	120,971	-24.3	142,043	17.4	159,574	12.3	150,217	-5.9	7,360	-95.1
	フィンランド	TCER	114,463	5.9	124,548	8.8	113,000	-9.3	119,104	5.4	26,201	-78.0
	ポルトガル	TCER	115,794	21.3	143,912	24.3	141,532	-1.7	145,033	2.5	31,188	-78.5
	オランダ	THSR	106,000	-22.1	117,000	10.4	119,000	1.7	131,000	10.1	22,000	-83.2
	チェコ	TCEN	105,771	-14.6	114,955	8.7	129,119	12.3	147,760	14.4	25,301	-82.9
	ポーランド	TCER	67,040	27.4	68,370	2.0	63,690	-6.8	67,632	6.2	10,254	-84.8
	ロシア	VFN	84,631	-3.0	101,827	20.3	105,251	3.4	112,286	6.7	12,822	-88.6
	ノルウェー	TCER	78,046	14.7	79,243	1.5	58,623	-26.0	55,092	-6.0	3,951	-92.8
	ハンガリー	TCEN	55,100	-14.8	66,234	20.2	66,239	0.0	67,131	1.3	11,369	-83.1
	ベルギー	TCER	50,253	-47.9	68,253	35.8	84,508	23.8	92,207	9.1	14,428	-84.4
	スウェーデン	TCER	46,432	8.9	47,536	2.4	46,004	-3.2	46,559	1.2	5,598	-88.0
	スロベニア	TCEN	33,543	-20.8	33,250	-0.9	36,138	8.7	33,916	-6.1	2,549	-92.5
	エストニア	TCER	23,953	4.8	28,831	20.4	31,786	10.2	30,256	-4.8	2,816	-90.7
	ラトビア	TCER	23,191	7.5	24,576	6.0	29,534	20.2	20,416	-30.9	2,358	-88.5
	リトアニア	TCER	22,674	7.4	23,028	1.6	28,158	22.3	27,318	-3.0	2,066	-92.4
	アイスランド	TFN	22,371	35.2	22,397	0.1	19,137	-14.6	18,512	-3.3	5,578	-69.9
	デンマーク	TCER	21,624	9.8	37,325	72.6	39,279	5.2	43,667	11.2	5,522	-87.4
	ブルガリア	VFR	15,012	21.4	14,898	-0.8	12,250	-17.8	12,024	-1.8	1,897	-84.2
	ルーマニア	VFR	14,057	-11.1	15,296	8.8	15,939	4.2	15,631	-1.9	2,668	-82.9
	サンマリノ	VFN	7,796	72.8	6,761	-13.3	7,087	4.8	9,804	38.3	699	-92.9
	ルクセンブルク	TCER	7,373	-21.1	6,673	-9.5	6,541	-2.0	7,574	15.8	2,166	-71.4
	スロバキア	TCEN	7,271	13.4	7,555	3.9	7,474	-1.1	9,691	29.7	1,651	-83.0
	ウクライナ	TFR	6,598	30.2	7,435	12.7	10,318	38.8	9,784	-5.2	4,629	-52.7
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	TCER	6,137	-9.2	6,652	8.4	7,884	18.5	10,610	34.6	447	-95.8
	ジョージア	VFR	5,329	0.1	5,969	12.0	8,236	38.0	9,413	14.3	1,101	-88.3
	セルビア	TCEN	5,245	0.9	5,769	10.0	6,486	12.4	7,110	9.6	975	-86.3
	アルバニア	VFN	3,385	-21.0	5,483	62.0	6,405	16.8	6,543	2.2	512	-92.2
	カザフスタン	VFR	5,892	-8.7	8,682	47.4	8,257	-4.9	9,721	17.7	723	-92.6
	ギリシャ	TCER	51,380	-28.7	62,877	22.4	93,324	48.4	110,368	18.3	11,016	-90.0
北米	米国 (ハワイ州)	TFR	3,603,786	-5.0	3,595,607	-0.2	3,493,313	-2.8	3,752,980	7.4	696,727	-81.4
	カナダ	TFR	1,487,979	0.4	1,525,343	2.5	1,489,778	-2.3	1,576,205	5.8	289,137	-81.7
	メキシコ	VFR	322,220	9.3	311,324	-3.4	260,755	-16.2	260,374	-0.1	31,626	-87.9
		TFN	132,976	12.0	151,043	13.6	156,471	3.6	153,894	-1.6	41,349	-73.1
中南米	ブラジル	TFR	79,754	13.8	60,342	-24.3	63,708	5.6	78,914	23.9	20,476	-74.1
	ペルー	TFR	47,090	-14.9	48,171	2.3	47,605	-1.2	40,734	-14.4	9,666	-76.3
	キューバ	VFR	22,150	60.6	22,020	-0.6	19,311	-12.3	15,545	-19.5	3,799	-75.6
	ボリビア	TFN	16,212	-6.2	14,487	-10.6	13,638	-5.9	12,980	-4.8	5,586	-57.0
	チリ	TFN	15,863	5.0	16,998	7.2	16,511	-2.9	16,691	1.1	4,258	-74.5
	コロンビア	TFR	7,400	2.2	7,581	2.4	8,138	7.3	7,506	-7.8	1,694	-77.4
	パナマ	VFR	4,642	-14.4	5,396	16.2	6,153	14.0	4,633	-24.7	1,100	-76.3
	コスタリカ	TFN	5,401	-1.1	5,955	10.3	6,460	8.5	6,692	3.6	1,743	-74.0
	エクアドル	VFN	4,790	-10.0	5,855	22.2	5,553	-5.2	5,826	4.9	1,257	-78.4
	パラグアイ	TFN	4,657	7.7	3,761	-19.2	3,198	-15.0	3,349	4.7	837	-75.0

※5 米国の数値には、米国本邦（全米50州とコロラド特別区）への入国者の他、北マリアナ諸島、グアム、米領サモア、プエルトリコ、米領バージン諸島などの地域への入域者を含みます。

※6 ハワイ州の数値は米国の内数です。

※7 サイパンは北マリアナ諸島に属します。

※8 各国の数値は、推計値から確定値への変更、統計基準の変更、数値の非整合性等の理由により、その都度、過去にさかのぼって変更される場合があります。

※9 数値は、2022年6月時点のものです。

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第16表 わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る海外邦人援護件数〈2021年〉

地域 事件・事故等の種類		アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	合計
事故・災害	件数(件)	23	8	12	1	9	1	8	62
	人數(人)	26	12	11	1	10	1	10	71
犯罪加害	件数(件)	104	1	19	3	13	2	2	144
	人數(人)	115	1	23	3	13	2	2	159
犯罪被害	件数(件)	138	45	139	51	268	14	58	713
	人數(人)	156	50	170	60	282	21	76	815
その他	件数(件)	6,696	1,245	1,741	1,773	3,315	504	1,476	16,750
	人數(人)	3,861	141	1,449	133	1,043	262	318	7,207
合計	件数(件)	6,961	1,299	1,911	1,828	3,605	521	1,544	17,669
	人數(人)	4,158	204	1,653	197	1,348	286	406	8,252
	(内 死亡者)(人)	(376)	(16)	(92)	(19)	(64)	(6)	(7)	(580)
	(内 負傷者)(人)	(109)	(15)	(25)	(5)	(33)	(7)	(12)	(206)

※「海外邦人援護統計」（外務省）によります。

2022年度（2021年度統計）
傷害保険の概況

2023年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総合企画部広報グループ

〒163-1029
東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F
TEL 03 (6758) 1300 (代表)
URL <https://www.giroj.or.jp/>
